

愛宕山地域開発事業の中止・転用について

1 宅地開発事業の中止に至った経緯

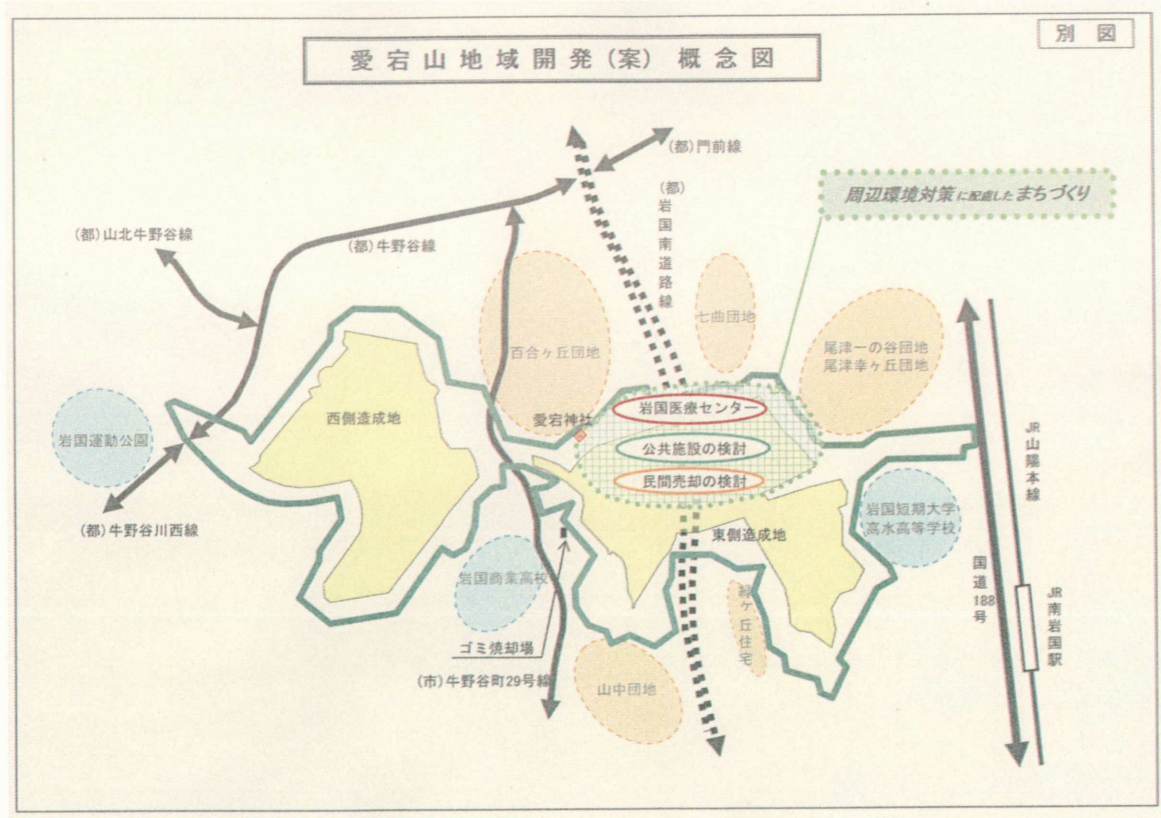
愛宕山地域開発事業について山口県と岩国市で協議を重ねた結果、事業のこれ以上の経費増大を防ぐということで認識が一致し、本年6月8日に開催された副知事・市長協議において、宅地開発事業の中止について合意に至りました。中止後の事業用地の転用につきましては、県・市で共同事業として進めていくことになっています。

2 宅地開発事業中止後の土地の転用策

事業中止後の転用策については、8月20日に開催された副知事・市長協議において、県・市の共同事業として転用策など後処理を行うことを前提に大枠で合意しました。

中止後の転用策に関する県との協議状況を9月25日に開催された市愛宕山地域開発事業調査特別委員会で説明しました。主な内容は次のとおりです。

- (1) 愛宕山開発地は東西に大きく区分されるが、その東地区の既存住宅団地に近接する北側の部分（平地約60haの4分の1程度）をまちづくりの地区とし、旧国病の移転、公共施設の配置、または民間への売却などを検討する。（下図参照）
- (2) 残りの部分は国への売却部分とし、その対応はある程度県にお任せする。
- (3) 今後、住民説明会も開催しながら、新住宅市街地開発事業の廃止に向け、事業認可の取消し、都市計画の変更などの法的手続きを行っていく。



【問い合わせ先】

「1 宅地開発事業の中止に至った経緯」について

岩国市 基地対策課 岩国基地沖合移設対策室 TEL 0827-29-5024

「2 宅地開発事業中止後の土地の転用策」について

岩国市 都市計画課 愛宕山地域開発室 TEL 0827-29-5164

(平成19年11月作成)